

第2期

三芳町子ども・子育て支援事業計画

みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち



令和2年3月

三芳町

ごあいさつ

三芳町では、平成 27 年度から 5 年間で計画期間とする「三芳町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち」を基本理念に掲げ、その実現に向けて子どもが安心・安全に健やかに成長できるよう、様々な施策の推進に取り組んでまいりました。



しかしながら、家庭環境や雇用環境の変化、急速に進行する人口減少や少子高齢化などによって、子育て家庭の暮らしのあり方が以前にも増して多様化しており、国や地域が一体となって子育て支援の充実に取り組むことが求められています。

そこで、本町では、このような状況を踏まえ、一貫性のある子ども・子育て支援を計画的・総合的に推進するとともに、三芳の特性を活かした子育てしやすい環境を整備し、「子育てするなら、みよし」と実感できる町をめざして、「第 2 期三芳町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、切れ目のない支援による地域全体での子育て環境づくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、「三芳町子ども・子育て審議会」でご審議いただきました、委員の皆様には、大変なご尽力をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。また、ニーズ調査やパブリックコメントなどを通して貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様には心からお礼を申し上げるとともに、町の将来を担う子どもの健全育成に、引き続きご協力をお願いいたします。

令和 2 年 3 月

三芳町長 林 伊佐雄

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	3
5	計画の策定体制	3

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	4
2	基本的視点	5
3	基本目標	6
4	計画の体系	8

第3章 子ども・子育てを取り巻く状況

1	人口と世帯の状況	9
2	婚姻・出産等の状況	12
3	就業の状況	15
4	町内の教育・保育施設等の状況	17
5	ニーズ調査結果について	18

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標 1	地域で子育て支援をするために	19
基本目標 2	子どもと親の心身の健康のために	30
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長のために	35
基本目標 4	仕事と子育ての両立のために	45
基本目標 5	子どもが安心・安全な生活ができるために	49

第5章 幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制

- 1 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期…… 56
- 2 地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期 61
- 3 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって…………… 73

第6章 計画の推進

- 1 計画の進捗管理…………… 75
- 2 計画の周知及び広報…………… 75

資料編

- 1 策定経過…………… 76
- 2 三芳町子ども・子育て審議会条例…………… 77
- 3 三芳町子ども・子育て審議会委員名簿…………… 79

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

国においては、国や地域を挙げて、「社会全体で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成27年4月から、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。

本町では、新制度に基づき「三芳町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

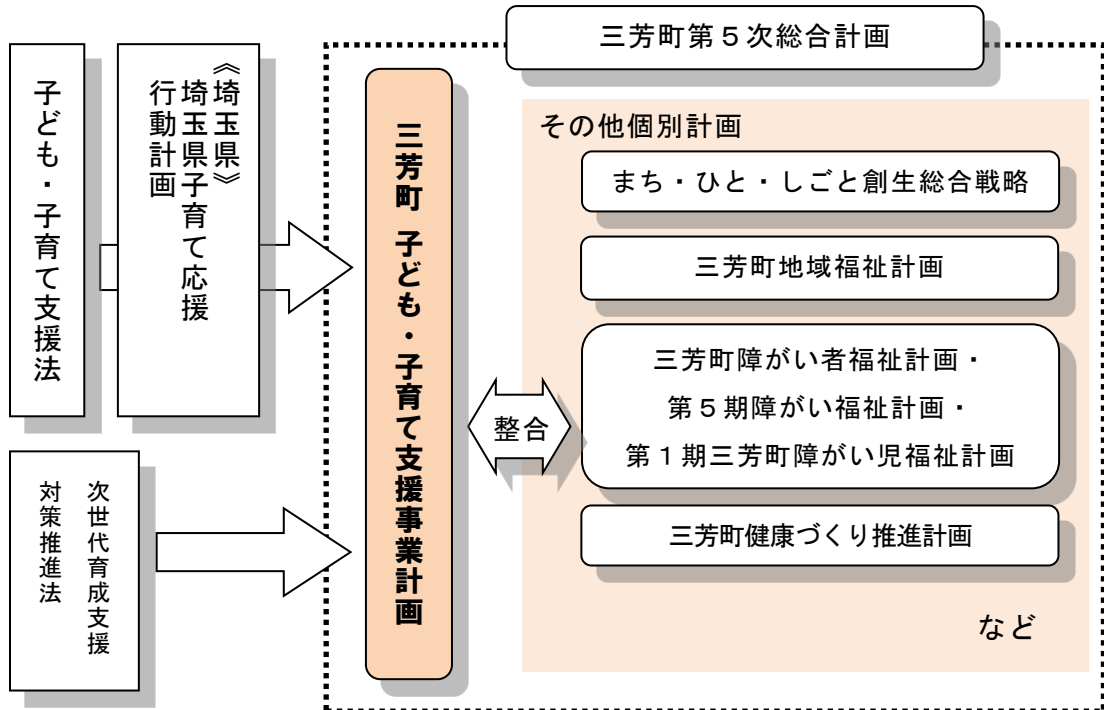
また、全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、第1期計画を見直すとともに、本町のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第2期三芳町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。本町における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定をします。

■ 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度～令和 6 年度までの 5 年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第 1 期計画									
					第 2 期計画				

4 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前までの子どもを指します。

5 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する三芳町子ども・子育て審議会を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査及び第 1 期計画における実績を踏まえ、策定しました。

(1) 三芳町子ども・子育て審議会の実施

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、意見を収集しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち

子育ては、本来、保護者が第一義的な責任のもと、大きな愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

こうしたことから、子育て支援とは、保護者に代わって子育てするというのではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てでき、子育てを楽しめる環境を整えることが求められます。

このため、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進します。

2 基本的視点

計画推進において重視すべき視点は以下のとおりです。

視点1 伸ばそう子どもの育つ力

子ども時代は、身体上の成長とともに、その人の人間性、社会性の基本となる部分が形成される大切な時期と考えられます。そこで、子どもが心身ともに健やかに成長できることを優先的課題として施策の展開を図ります。そのためには、「子どもの権利条約」や「児童憲章」の趣旨を踏まえ、子どもは一個人として尊重されるべきものであるという認識に立ち、児童虐待防止など子どもの基本的人権の擁護に留意するとともに、支援を必要としている家庭に対する施策の充実に努めます。

視点2 親子ともに成長していく

仕事と子育てを両立している家庭とともに、家で子どもの面倒をみている家庭に対しても支援を進め、子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するとの認識のもとに、自らの温かな手で子育てできることで親子ともに成長できる環境づくりに取り組みます。

視点3 みんなで応援、子育て家庭

家庭は社会としての最小単位であり、子育ての最も基本的な場でもあります。

したがって、子育て家庭に対して、「子育ての原点が家庭にある」ということの認識が高まるよう促すとともに、健全な家庭づくりに向けた支援体制の整備を進めます。

また、家庭は地域社会と深い関わりをもっており、子どもは地域社会から影響を受けて生活していることから、地域全体が子育てに関わっていく気運の高揚とシステムづくりに向けて取り組みます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標 1 地域で子育て支援をするために

すべての子育て家庭のために子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- (1) 子育て相談・情報提供の体制の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子育て家庭への経済的な支援
- (5) 児童虐待防止対策の充実
- (6) ひとり親家庭への支援の充実
- (7) 障がい児や発達遅れのある子どもへの支援の充実

基本目標 2 子どもと親の健康のために

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実を図ります。

- (1) 子どもや親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長のために

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

- (1) 子どもの人権の擁護
- (2) 次代の親の育成
- (3) 教育環境の充実
- (4) 家庭の教育力の向上
- (5) 地域活動の充実
- (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4 仕事と子育ての両立のために

保護者の就労形態による多様なニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業の充実を図るとともに、家庭・地域・事業所等の連携と共通理解を図り、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進します。

- (1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援
- (2) 多様な働き方のできる環境の整備
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

基本目標 5 子どもが安心・安全な生活ができるために

子育て家庭にやさしい地域の道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- (1) 安心して子育てができる生活環境の整備
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

4 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の内容等
みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち	基本目標 1 地域で子育て支援をするために	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て相談・情報提供の体制の充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 子育て家庭への経済的な支援 (5) 児童虐待防止対策の充実 (6) ひとり親家庭への支援の充実 (7) 障がい児や発達遅れのある子どもへの支援の充実
	基本目標 2 子どもと親の健康のために	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもや親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
	基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長のために	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの人権の擁護 (2) 次代の親の育成 (3) 教育環境の充実 (4) 家庭の教育力の向上 (5) 地域活動の充実 (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	基本目標 4 仕事と子育ての両立のために	<ul style="list-style-type: none"> (1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援 (2) 多様な働き方のできる環境の整備 (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
	基本目標 5 子どもが安心・安全な生活ができるために	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安心して子育てができる生活環境の整備 (2) 安心して外出できる環境の整備 (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第3章 子ども・子育てを取り巻く状況

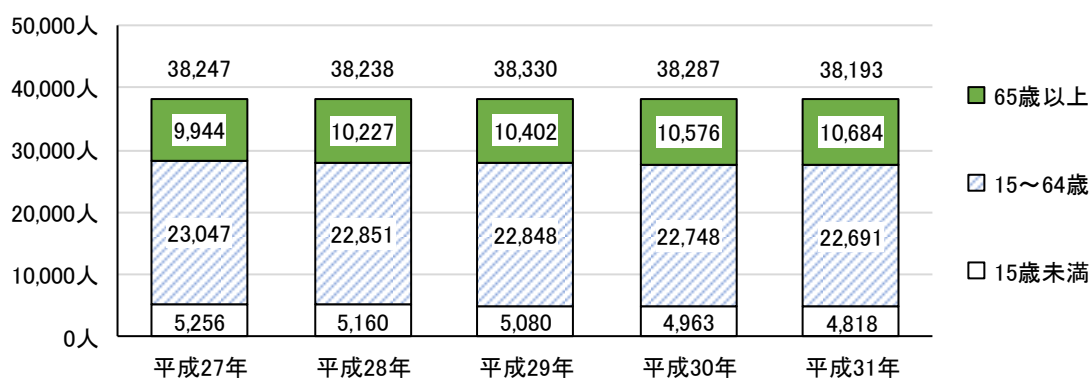
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本町の人口は、平成31年4月1日現在、38,193人となっています。

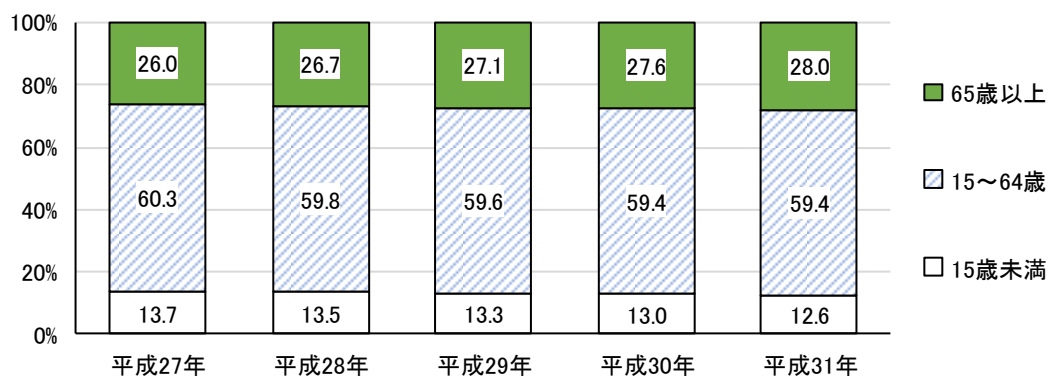
年齢3区分で見ると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■年齢3区分人口構成比の推移

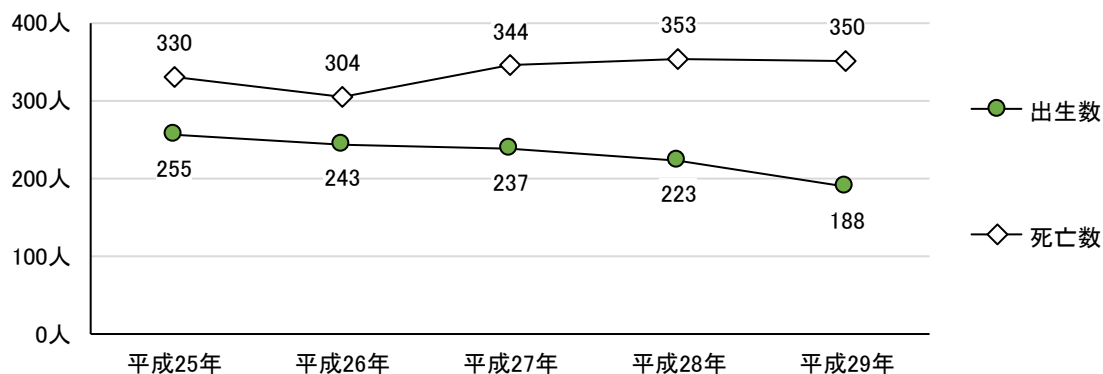


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、出生数は年々減少しており、死亡数が出生数を上回っています。

■ 出生数及び死亡数の推移

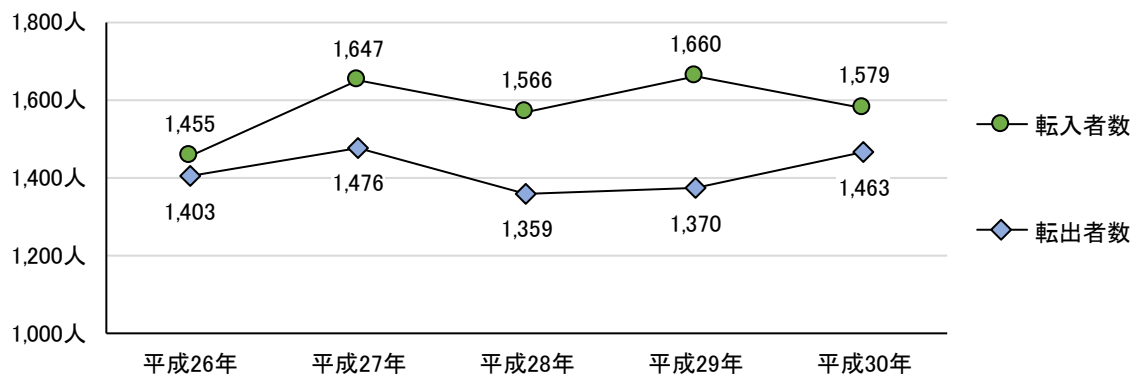


資料: 埼玉県保健統計年報

(3) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を上回っています。

■ 転入者数及び転出者数の推移

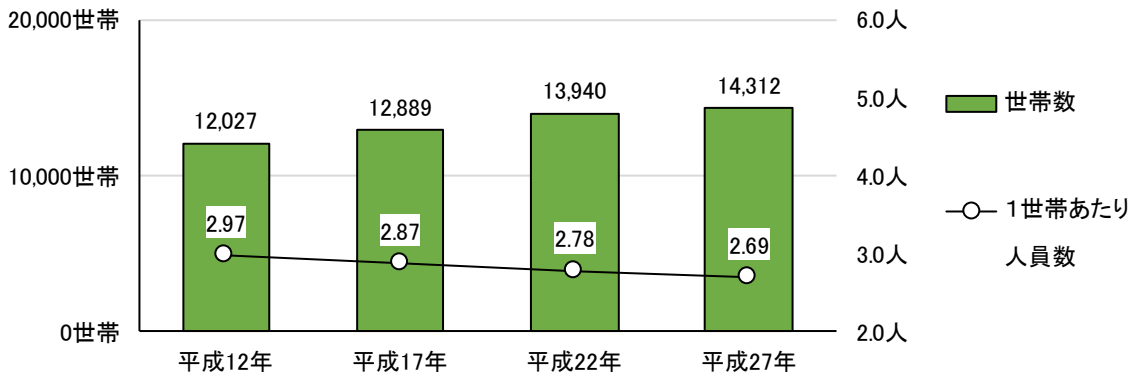


資料: 埼玉県推計人口(月報データ)

(4) 世帯数

本町の世帯数は、年々増加しており、平成27年には14,000世帯を超えています。
 一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



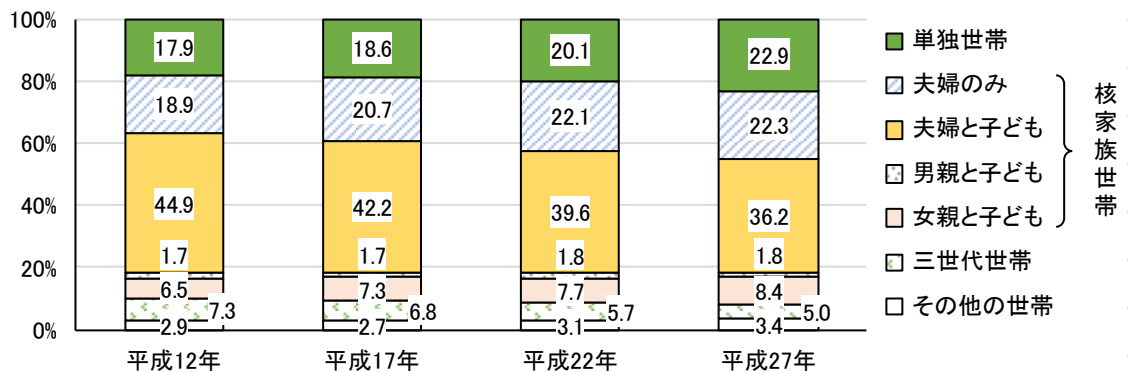
資料: 国勢調査

(5) 世帯類型

本町の世帯類型をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯、女親と子どもの世帯が年々増加しています。

一方、夫婦と子どもの世帯は減少しています。

■世帯類型による世帯数の推移



資料: 国勢調査

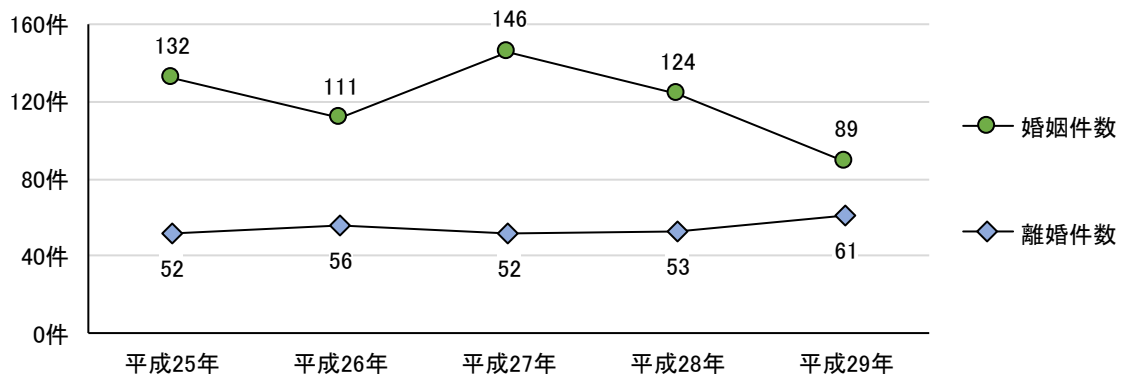
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は平成 27 年以降減少しており、平成 29 年では 89 件となっています。

また、離婚件数は平成 29 年では 61 件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

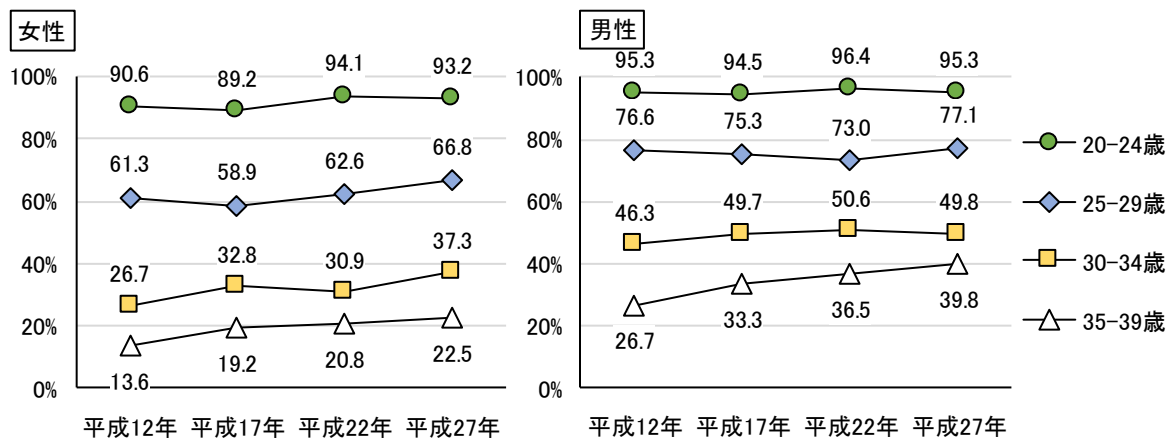


資料: 埼玉県保健統計年報

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。女性では 30 歳代の未婚率の上昇が大きく、15 年間で 30~34 歳では 10.6 ポイント、35~39 歳では 8.9 ポイント上昇しています。男性は、35~39 歳の上昇が大きく、13.1 ポイント上昇しています。

■未婚率の推移

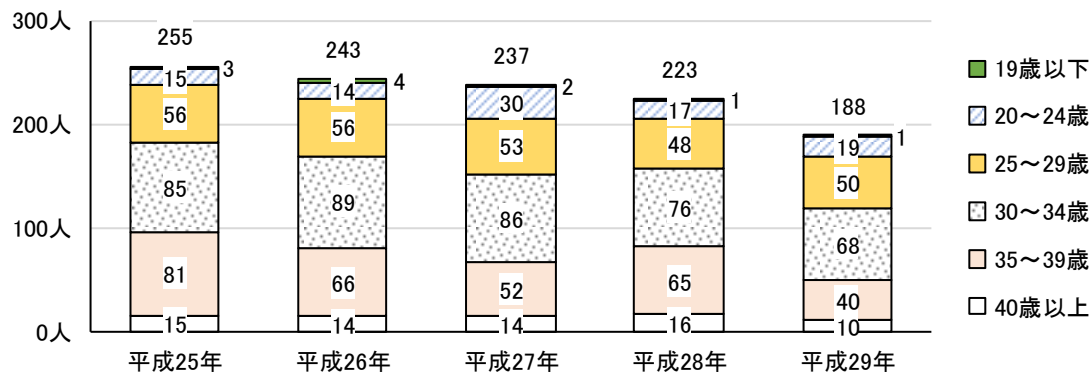


資料: 国勢調査

(3) 母親の年齢別出生数

本町の出生数は、減少傾向にあり、平成29年は188人となっています。

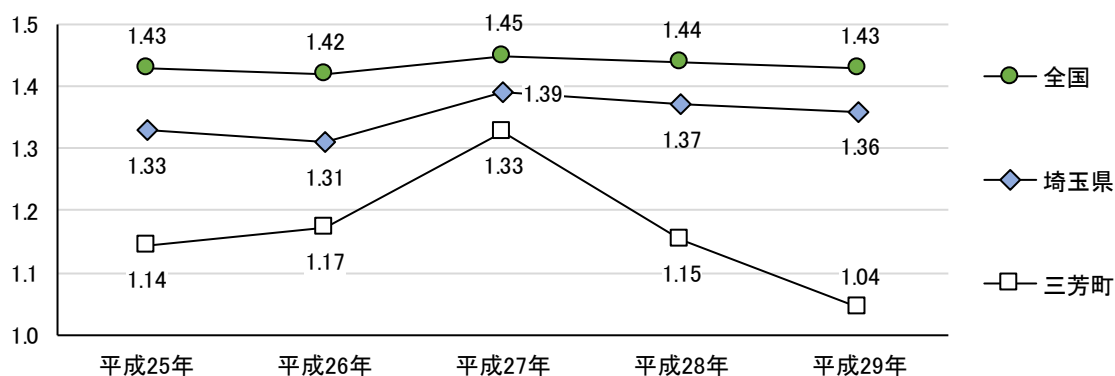
■母親の年齢別出生数の推移



(4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、平成29年で1.04となっており、全国及び埼玉県の数値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



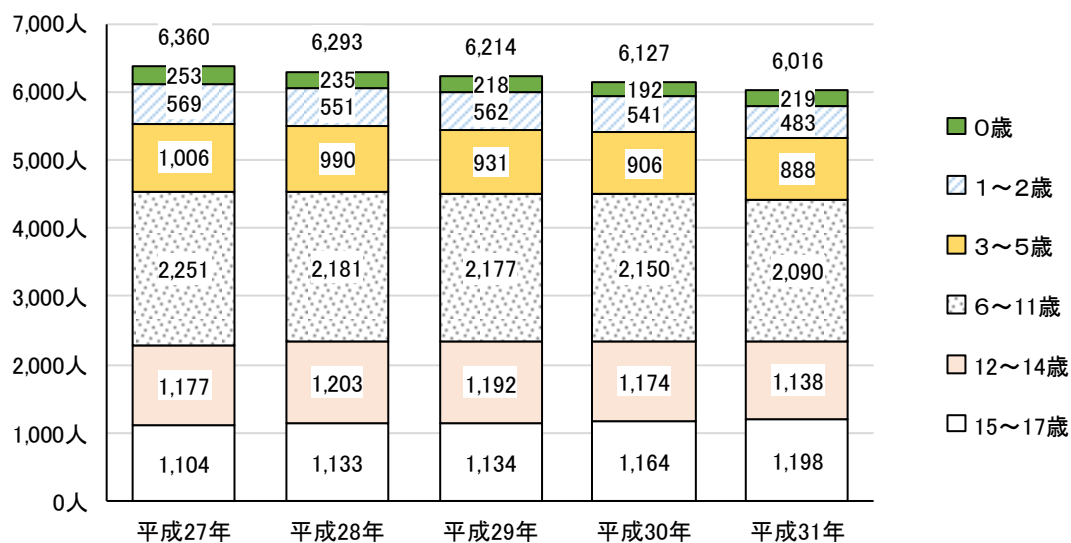
資料：埼玉県保健統計年報

(5) 児童数

本町の18歳未満の児童数は、平成31年4月1日現在で6,016人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は1,590人、6～11歳の小学生児童数は2,090人、12～14歳の中学生児童数は1,138人、15～17歳の児童数は1,198人となっています。

平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■ 児童数の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

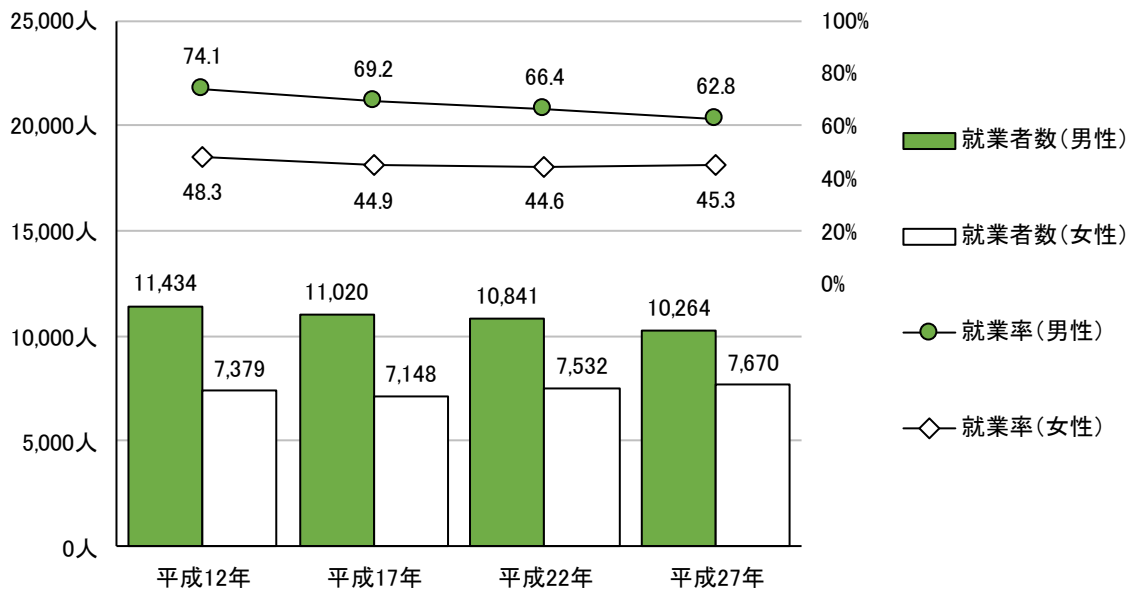
3 就業の状況

(1) 就業者数

本町の就業者数は、男性が平成 12 年をピークに年々減少していますが、女性は年々増加し、平成 27 年では 7,670 人となっています。

就業率は、男性は年々低下していますが、女性は平成 17 年以降、横ばいとなっています。

■就業者数の推移



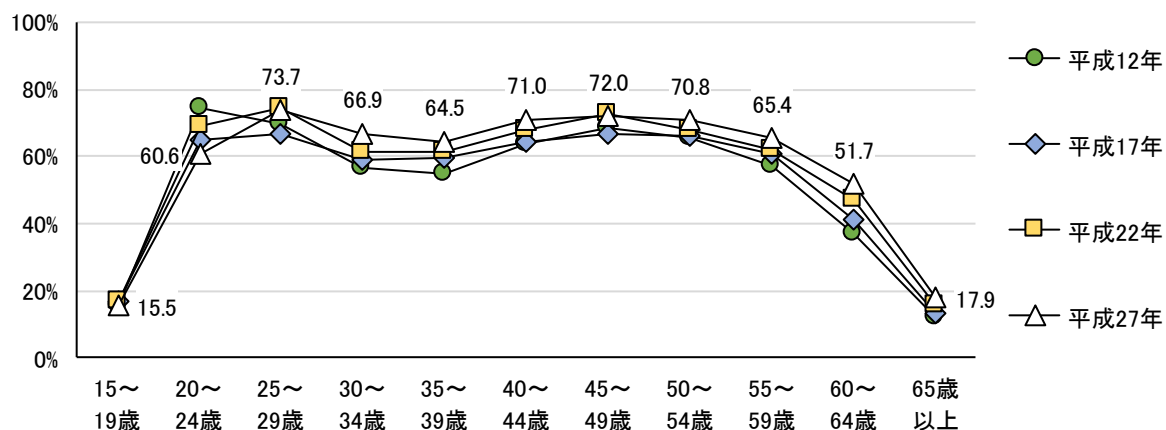
資料: 国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

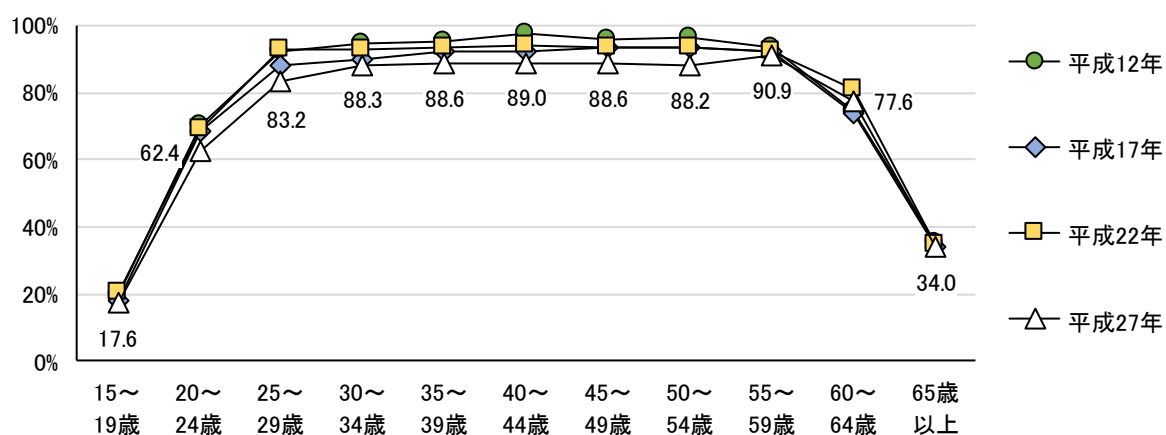
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料: 国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料: 国勢調査

4 町内の教育・保育施設等の状況

本町の教育・保育施設等は以下の状況となっています。

種別	名称
保育所（園）・ 小規模保育事業所	第三保育所
	桑の実三芳保育園
	あずさ保育園
	三芳元氣保育園
	そよかぜ保育園
	ベビールームつくしっこ
	げんき三芳園
	すくすく保育園
幼稚園	みふじ幼稚園
	かみとめ幼稚園
	こすず幼稚園
小学校	三芳小学校
	藤久保小学校
	上富小学校
	竹間沢小学校
	唐沢小学校
放課後児童クラブ (学童保育室)	北永井学童保育室
	藤久保第一学童保育室
	藤久保第二学童保育室
	上富学童保育室
	竹間沢第一学童保育室
	竹間沢第二学童保育室
	唐沢学童保育室
地域子育て支援センター	三芳町子育て支援センター（なかよし）
	桑の実三芳保育園子育て支援センター（ひだまり）
	三芳元氣保育園子育て支援センター（心育）
	こすず幼稚園子育て支援センター（りんりん広場）
(認可外) 事業所内保育事業所	三芳野病院 すみれ保育室
	埼玉セントラル病院
	埼玉西ヤクルト販売 竹間沢保育室
	出版産業 にこにこルーム
	イムス三芳総合病院保育室

5 ニーズ調査結果について

(1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、本計画の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として実施しました。

(2) 調査対象等

- 調査対象：①就学前児童保護者
②小学生児童保護者
- 標本数：①1,000世帯、②1,000世帯
- 抽出方法：①、②ともに無作為抽出
- 調査方法：①、②ともに郵送による配布・回収(郵送法)
- 調査期間：平成31年2月

(3) 回収状況

対象者	配付数	回収数	回収率(%)
就学前児童保護者	1,000件	496件	49.6%
小学生児童保護者	1,000件	496件	49.6%

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標 1 地域で子育て支援をするために

1 子育て相談・情報提供の体制の充実

利用者支援事業「母子保健型」*として実施している子育て世代包括支援センター事業を通じ、妊娠期から子育て期にわたるまで様々なニーズに対し関係機関が連携しサービスを提供します。

訪問や面接、電話等により、いつでも気軽に相談できるよう、保健師・助産師等の専門職による相談体制の充実を図るとともに、それぞれの生活背景に応じた保健指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。

また、子育て中の親だけでなくその周囲で支援している人も対象とし、子育てに関する各種情報の提供を行うため、ホームページや情報誌等の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	広報啓発事業	広報紙・ホームページで提供する子育てに関する情報を充実する。 ○ホームページ上の子育ての 카테고리の内容充実 ○携帯サイトによる情報提供	秘書広報室 各担当課
2	子育て情報の提供	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等を、広報や情報紙、ホームページ等で的確に提供する。 ○パンフレットの配布 ○ホームページの活用 ○広域的な子育て支援アプリの導入	こども支援課 健康増進課
3	子育てガイドブックの発行	子育て家庭に対する情報提供のため、子育てに係る様々な情報を掲載したガイドブックを発行する。	こども支援課 健康増進課
4	家庭児童相談（こども家庭なんでも相談）	家庭における適切な児童の養育と児童の問題の解決を図るため、家庭児童相談員による相談を行う。 ○面接・訪問 ○専門機関との連携	こども支援課

* 母子保健型・・・子育て世代包括支援センター等で、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援をします。

No.	事業名	事業内容	担当課
5	子育て相談	育児の悩みやお母さんのリフレッシュのための相談に、子育て相談員が応じ、関係機関とも連携し、対応する。 ○電話・面接	こども支援課
6	育児相談	0歳から就学前児童を対象に、身体測定及び、保健師・管理栄養士による個別育児相談事業を実施。また、事業以外にも、個々に対応する。 ○電話・面接	健康増進課
7	発育・発達相談	発育・発達についてフォローの必要な子どもに対して、専門性の高い職による個別相談を実施するなど、早期療育等への支援を行う。 ○面接	健康増進課
8	女性相談事業	子育て、家族、人づきあい、セクハラ、暴力など女性の様々な悩みの相談に対応する。	総務課
9	みどり学園相談事業（非在園児）	専門的な相談が必要な事例に対して、みどり学園で契約している非常勤専門職員（言語聴覚士）を、町内の相談、指導を必要とする子どもの相談事業に活用する。 また、理学療法士・作業療法士等の導入をめざす。	こども支援課
10	子育てに関する総合支援窓口	子育てに関する事業の実施、情報提供、相談などを行う。	こども支援課 相談担当課
11	精神保健福祉に関する事業	こころの健康問題や精神疾患への対応などについて「精神保健福祉相談」を行う。また、家庭や地域におけるこころの健康問題の早期対応や理解を深めるため、「こころの健康講座」を開催する。	福祉課

2 地域における子育て支援サービスの充実

在宅で保育を行う家庭を含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。子育て支援センターでの相談・交流事業等の充実、保育所（園）等施設の多機能化、学童保育室や児童館の充実など身近な地域での子育て支援を充実します。

No.	事業名	事業内容	担当課
12	子育て支援センター運営事業	多様化する保育ニーズに対応するため、子育て家庭を総合的に支援する子育て支援センターの機能を充実する。 ○相談及び情報提供体制の充実 ○子育て講座の充実 ○子育てグループの支援	こども支援課
13	保育所（園）等整備事業	保育需要を見極め、民間活力の活用を図りながら、保育所（園）等を適正に配置する。	こども支援課
14	学童保育室施設整備事業	放課後留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的とし、引き続き高い保育ニーズに応えるため学童保育室を分割、新設等により適正に配置する。また、管理方法について、公設公営以外の方策を検討する。	こども支援課
15	児童館における乳幼児親子支援	乳幼児のいる親子が、安心して楽しく遊べる場所としての役割を充実させると共に、集団遊びの場をもうけることにより親同士の交流や子育てにおける情報交換の機会を提供する。 ○「あそびのへや」等乳幼児親子向け行事の充実	こども支援課
16	療育施設の充実	通所型児童発達支援事業所として、療育環境及び施設を充実する。 ○他機関との連携の拡大、充実 ○施設設備整備	こども支援課
17	町主催事業における託児サービス	乳幼児のいる親が、各種講座等、町の主催する事業へ参加できるよう、主催場所において、一時保育等の託児サービスを実施する。	事業担当課
18	図書館における児童図書蔵書の充実	乳幼児や保護者の誰もが平等に優れた本と出会うことができ、親子で本を読みあう喜びを味わえる環境を整備するために、児童図書（絵本、物語、知識の本）の蔵書を充実させる。	図書館

No.	事業名	事業内容	担当課
19	図書館における乳幼児対象のおはなし会等の充実	乳幼児対象のおはなし会（絵本、紙芝居、わらべうた、推薦図書の紹介）を開催し、他の参加者と交流しながら親子が一緒に本やお話を楽しめる時間を提供する。	図書館
20	ブックスタート	新生児 4 か月健診後に、中央図書館で図書館スタッフが親子 1 組ずつに読み聞かせをし、絵本 1 冊と図書館推薦絵本リストを贈呈。絵本を介して親子で心豊かな時間を持つことを推奨する。	図書館
21	ブックスタート・プラス	2 歳児歯科健診後に、中央図書館で図書館スタッフが親子 1 組ずつに読み聞かせをし、絵本 1 冊と図書館推薦絵本リストを贈呈。絵本を介して親子で心豊かな時間を持つことを推奨する。	図書館
22	子育てフリースクエア	子育て中の親が、育児の悩みを相談したり、個々の出会いを地域ネットワークへと繋げたりする目的で実施する。育児不安など深刻化する前に、対処できる場としても活用していく。	公民館
23	「赤ちゃんの駅」整備事業	乳児等といっしょに外出しやすい環境づくりのため、公共施設や商業施設の中に授乳をする部屋やおむつ交換のための台を設置する。	こども支援課
24	「パパママ応援ショップ」利用啓発等事業	埼玉県が実施する「パパママ応援ショップ」について周知するとともに、協賛店舗の拡大を図る。	こども支援課

3 子育て支援のネットワークづくり

地域の子育て支援や相談体制の充実を図るために、地域の子育て支援事業を推進する、子育てグループへの支援や子育てサポーターの発掘・育成に努めます。

また、多様な子育てニーズに対応するため、住民同士が相互に助け合い子育てを支え合う、ファミリー・サポート・センター事業が地域に浸透するよう、会員の育成や利用しやすい制度づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
25	子育てネットワークづくり	子育て支援センターや身近な児童館、保育所（園）などを利用して活動する子育てグループの育成支援やそのネットワークづくりに努める。 ○子育てグループの育成と支援	こども支援課 健康増進課
26	ファミリー・サポート・センター事業	育児を必要とする人が、育児を提供できる人から、保育所（園）・幼稚園・学童保育室からの帰宅後の預かり、保育所（園）・学童保育室の送迎などの子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を強化推進する。	こども支援課
27	子どもの読書活動支援ボランティアの養成	子どもの読書環境整備の一環として、子どもの本に関する知識や手渡す技術を備えた地域ボランティアを養成し、情報提供・研修会開催などでその活動を恒常的に支援する。 ○「子どもの本の講座 ～読み聞かせの本の選び方・読み方～」開催 ○「読書ボランティア研修会」 ○住民主催、小学校主催の「読書ボランティア研修会」への図書館司書派遣	図書館
28	子どもの読書活動支援ボランティア紹介事業	町ぐるみで子どもの読書活動を応援するために、図書館、学校、保育所（園）、その他子どもに関する施設や部署、民間施設（幼稚園等）の読書イベントなどに読書ボランティアを紹介する。	図書館

4 子育て家庭への経済的な支援

妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。

本町では、児童手当の支給を始め保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学に当たっての援助など経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援をします。

No.	事業名	事業内容	担当課
29	児童手当支給	家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質向上を目的とし中学校修了までの子どもを養育している保護者に対して手当を支給する。	こども支援課
30	こども医療費の助成	0歳から中学校修了までの子どもの医療費の一部を助成し、子育て家庭への経済的支援及び子どもの健康と福祉の増進を図る。	こども支援課
31	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費等の支給等、就学奨励事業を行う。	学校教育課
32	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費等の支給等、必要な援助を行う。	学校教育課
33	家庭保育室保育料軽減費	家庭保育室を利用する保護者の負担を軽減するため、保護者が負担する基本保育料の一部を町が負担する。	こども支援課

5 児童虐待防止対策の充実

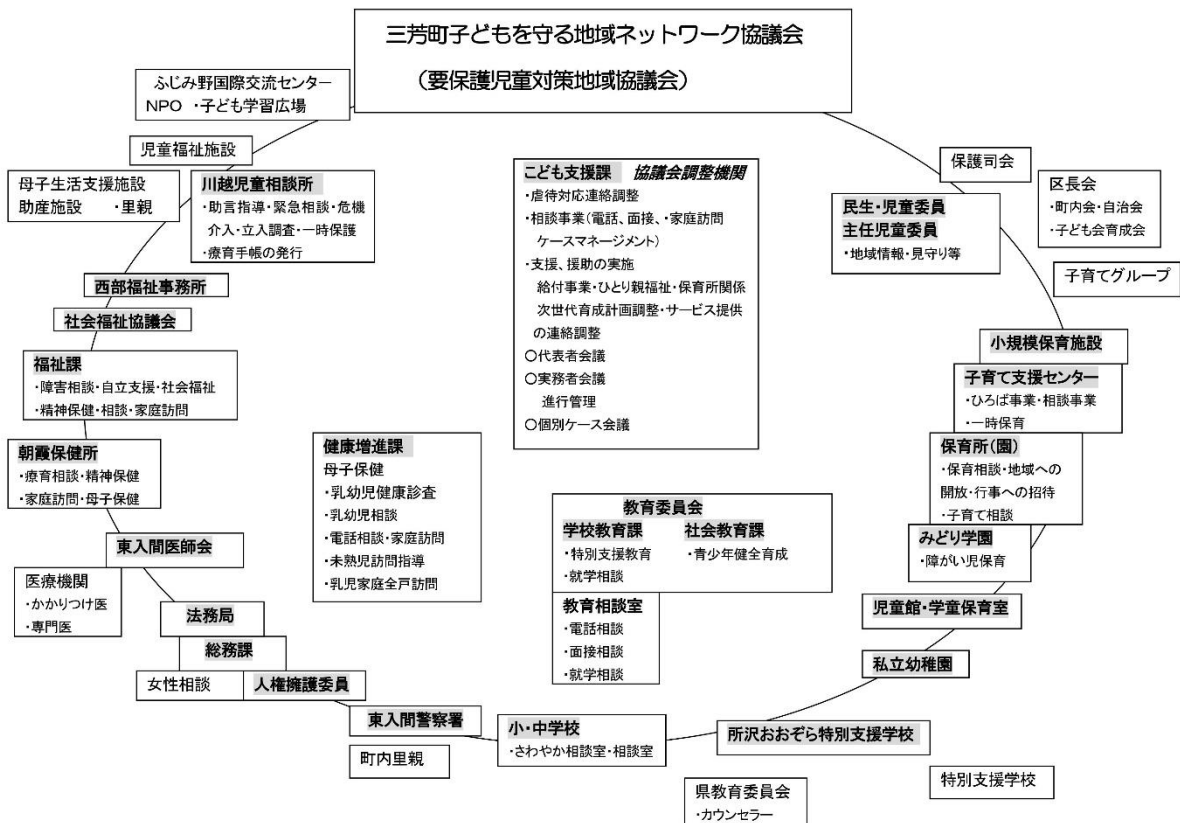
現在も増加・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、母子保健活動における相談業務を始め、学校、保育所（園）等の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点をもつことで、その発生予防と早期発見に取り組みます。

また、要保護児童対策地域協議会において、子どもへの虐待の予防や早期発見、また、長期的な視野での保護者や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
34	三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会	<p>虐待を受けている子どもをはじめとする要保護・要支援児童等の早期発見や適切な支援を図るために、その子どもに関する各機関が情報を共有し、連携しながら的確な対応を図る。また、調整機関は虐待事例について進行管理、関係機関等との連絡調整を図る。</p> <p>○構成：福祉・保健医療・教育・警察などの関係機関 ○代表者会議、実務者会議（講演会含む）、個別ケース会議を開催</p>	<p>こども支援課 健康増進課 福祉課 学校教育課 社会教育課 総務課</p>
35	虐待予防と相談体制の充実	<p>日常的な子育て支援の充実のほか、母子健康手帳交付時、健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会において児童虐待の早期発見やハイリスク家庭への関係機関と連携した支援を行う。また虐待防止推進月間等での広報やホームページ、啓発活動（ポスターの掲示、リーフレットの配布等）、子どもを守る地域ネットワーク協議会による講演会での研修でも予防に努める。</p> <p>児童虐待が疑われる通報等を受けた際は、緊急受理会議を開き 48 時間以内に子どもの安否確認を行うため児童相談所などと連携し家庭訪問等をする。</p> <p>また、一時保護や施設入退所など個別に対応が必要な際は、関係機関と子どもを守る地域ネットワーク協議会でケース会議を行い、方針の決定と役割分担をして継続的に支援を行う。</p> <p>子ども自身への啓発や相談を通して虐待の早期発見・防止対策を充実するため、町内小中学校への児童虐待防止や SOS カード等の配布による周知を図る。</p>	<p>こども支援課 健康増進課 福祉課 学校教育課 社会教育課 総務課</p>

No.	事業名	事業内容	担当課
36	主任児童委員、民生児童委員の活用	主任児童委員及びこども支援課が定期的に連携し、要保護児童の早期発見、その後の見守りや地域協力体制の強化を図る。 ○連携会議の開催	こども支援課
37	児童保護の充実	里親制度と養護施設の利用については児童相談所、母子生活支援施設の入所については県福祉事務所と連携・調整を図り適切な対応に努める。	こども支援課
38	オレンジリボンキャンペーンの推進	児童虐待防止推進のシンボルのオレンジリボンの普及のため、児童虐待防止推進月間に住民へオレンジリボンを配布し、啓発活動を行う。	こども支援課
39	乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児全世帯を対象に、育児の孤立化の防止や健康支援を行うことを目的に、育児上必要な情報提供の実施や適切なサービスの提供に結び付ける活動を行う。	健康増進課

三芳町における児童相談支援に関わる社会資源とネットワーク



6 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭等の自立支援のため、育児・就労・経済的問題など広い分野にわたる相談に適切に対応できる体制を強化し、多様な支援施策や社会資源などの情報を的確に提供できるよう、関係部署・機関・団体等と連携し相談機能の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等が自立した生活を送るため、個々の状況に合わせた就業支援の充実を図ります。資格・技能習得の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、より良い条件の就職・転職ができるよう支援体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
40	ひとり親家庭等医療費助成	母子及び父子家庭、親がいないために代わってその子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭に、医療費の一部を助成して、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る。	こども支援課
41	ひとり親ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親の育児負担の軽減と就労支援のために、ファミリー・サポート・センターの利用料金の半額を補助する。	こども支援課
42	母子及び寡婦・父子福祉資金貸付	母子家庭の母及び寡婦又は父子の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のため必要な資金の貸付の手続きを行う。	こども支援課
43	ひとり親家庭相談体制の充実	ひとり親家庭の悩みを解決しながら自信をもって育児をし、子どもが健やかに成長するよう、教育・福祉・保健の関係機関が連携して相談体制を充実する。また、県福祉事務所との連携で、母子父子自立支援員による相談を実施する。	こども支援課
44	ひとり親家庭児童就学支度金	就学祝金として、中学校に入学する児童を養育している（非課税世帯）ひとり親家庭に、県のひとり親家庭児童就学支度金の支給手続きをする。	こども支援課
45	児童扶養手当支給	父母の離婚、父または母の死亡等によって父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進するため、手当を支給する。	こども支援課
46	母子家庭・父子家庭自立支援事業の推進	母子家庭及び父子家庭の自立へ向けて関係機関と連携し、就業、資格取得、常用雇用等を支援、相談体制の整備を図る。	こども支援課

7 障がい児や発達の遅れのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが自分らしく健やかに成長できるように、本人・家族を中心とした支援を心がけ、ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階に応じた関係者の連携（縦横連携）を充実させていきます。

また、障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
47	障がい児の福祉サービス利用に関する相談事業の実施	障がいを持つ子どもの家族から福祉サービスの利用に関する相談を受け関係機関と連携を図りながらサービスの利用調整を行う。	福祉課
48	レスパイト事業*の実施	生活サポート事業、地域生活支援事業の日中一時支援事業、障害者総合支援法の短期入所事業などの各種制度を状況に応じて提供する。	福祉課
49	重度心身障害者医療費支給制度	心身に重度の障がいのある児童に医療費の一部を支給して、重度心身障がい児の福祉の増進を図る。	福祉課
50	特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいのある児童を、家庭において養育している方に支給する手当。	福祉課
51	在宅重度心身障害者手当	在宅の重度心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的として支給される手当。	福祉課
52	心身障害児通園奨励費の支給	日常生活に必要な知識等を身に付けるため、通園又は通学している心身障がい児の保護者に支給。	福祉課
53	障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする20歳未満で、一定の条件に該当する障がい児に支給される手当。	福祉課

*レスパイト事業・・・在宅心身障がい児の家庭における介護が、家族の急病等で一時的に困難になった場合、短期間保護する事業です。

No.	事業名	事業内容	担当課
7 再掲	発育・発達相談	発育・発達についてフォローの必要な子どもに対して、専門性の高い職による個別相談を実施するなど、早期療育等への支援を行う。	健康増進課
54	三芳町地域自立支援協議会障がい児支援検討部会の実施	障がい児に関する課題を整理し、健全な発育のために必要な環境整備や支援策を検討し自立支援協議会、福祉計画策定審議会に提言する。	福祉課
55	発達特性のある児童の受け入れ	保育所（園）及び学童保育室の利用を希望する発達特性のある児童の受け入れを、加配職員配置等により推進するとともに、職員研修の実施により、発達特性に対する理解を深め資質向上を図る。 また、保育所（園）においては、みどり学園と地域の保育所（園）等での交流保育を定期的に図り、児童の健全な成長を促進する。	こども支援課
56	みどり学園通所訓練指導等推進事業	集団生活の中で基本的な生活習慣の確立をめざす。また児童への訓練、指導を行うとともに、保護者との相談等を通じ、家庭への支援につなげる。	こども支援課
57	就学支援・相談	障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりからの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う。	学校教育課

基本目標 2 子どもと親の健康のために

1 子どもや親の健康の確保

全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全に、安心して行うため、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、継続した母子の健康の確保を図ります。

また、妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させ、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援をより一層推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
39 再掲	乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児全世帯を対象に、育児の孤立化の防止や健康支援を行うことを目的に、育児上必要な情報提供の実施や適切なサービスの提供に結び付ける活動を行う。	健康増進課
58	乳幼児健康診査	定期健診により、疾病の早期発見及び予防に努める。また、発育・発達や子育てへの不安や悩みへの対応も行う。 なお、未受診の子どもについて、訪問等により確実にフォローを行う。	健康増進課
59	母子健康教育	安心して妊娠から出産、その後の育児に取り組めるよう仲間づくりの支援を行うため、妊娠から出産・育児、栄養などの健康教育を行う。 ○離乳食講座等 ○育児学級	健康増進課
60	母子訪問指導	訪問指導によって、妊娠、出産、育児の不安の軽減を図り、健康の保持、増進に努める。訪問指導を通し、若年・ひとり親・経済的困窮家庭など、養育に不安なケースについては、早期からの関わりを実施できるよう努める。 ○妊産婦訪問指導 ○新生児訪問指導 ○未熟児訪問	健康増進課 こども支援課
7 再掲	発育・発達相談	発育・発達についてフォローの必要な子どもに対して、専門性の高い職による個別相談を実施するなど、早期療育等への支援を行う。	健康増進課

No.	事業名	事業内容	担当課
61	予防接種事業	予防接種法に基づき、受けやすい環境を整え、予防接種を周知・実施する。	健康増進課
62	乳幼児歯科相談事業	乳幼児の口腔の健全な発育を促し、心身の健康増進を図るため、継続的な診査・指導を行い、子どもの歯科保健に関する不安・悩みに応える。	健康増進課
63	歯科健康教育	3歳児健診終了後の歯科健診について、保育所（園）等と連携を取り、保育所（園）でのブラッシング教室等を実施し、歯科保健を推進する。	こども支援課
64	健康相談体制の充実	母と子の健康について気軽に相談できるよう、医療機関や保健所との連携により、相談体制の充実を図る。	健康増進課
65	健康教室・講演会の開催	母親の健康の維持・増進のため、女性が健康についての正しい知識を身につけられるよう、各種の健診、教室、講演会を開催する。	健康増進課
66	不妊・不育に対する支援	不妊・不育治療を実施している医療機関と、治療に関する相談機関の情報や動向を保健所と連携を取り、住民へ提供する。 また、不妊治療・検査、不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、助成を実施する。	健康増進課
67	就学時健康診断	就学予定者の心身の状況を把握するために、健康診断及び知能検査を実施し、保健上必要な助言や適正な就学指導を行う。	学校教育課

2 食育の推進

食は人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは健康的な生活習慣を形成する基本となります。そのため、「三芳町健康づくり推進計画」に基づき、食への関心を高めるとともに、食に関する相談への助言、普及活動などを通じて、より一層の知識の普及・啓発を図り、家庭・保育所（園）・幼稚園・学校・地域・行政の協働による食育を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
68	栄養健康教育の充実	乳幼児健診の場や各種健康教育事業を充実し、食を通じた健康づくりを支援し、また、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報提供を行う。	健康増進課
69	食育の推進	子どもの「食べる力」を育てるために、発育・発達過程に応じた食育を保健、教育の連携により推進する。	健康増進課
70	栄養相談の充実	乳幼児健診や乳幼児相談等において、栄養士による相談を充実し、食を通じた健康づくりを支援する。	健康増進課
71	保育所（園）における食育の推進	<p>保育所食育計画に基づき日々の食事・行事・日常の保育を通して、児童の良い食習慣を形成する。また、保護者を対象に「食育」に関する普及啓発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童と共に野菜などの栽培 ○クッキング保育 （児童と一緒にクッキーやカレーを作る） ○保護者対象給食試食会 ○給食の展示 ○献立表配布 ○給食レシピ発行 	こども支援課

3 思春期保健対策の充実

思春期特有の心身の問題や、喫煙、飲酒、薬物乱用など問題解決に取り組むための相談員の専門性を高め、子どもたちの身近で気軽な相談体制の充実を図ります。また、性に関する健全な認識を身に付け、性にまつわる課題を主体的に自分自身の問題として捉え、責任ある性行動の選択ができるよう支援します。

No.	事業名	事業内容	担当課
72	学校カウンセリング研修会の実施	学校カウンセリングの研修会を受講し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に活かせる実践力の向上を図る。	学校教育課
73	学校保健との連携	小学校、中学校の児童・生徒を対象に、子どもたちが自分を大切に「生きる力」を身につけていけるよう、学校保健と地域保健が連携を取り、総合的に健康教育を実施する。 ○各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間と健康教育との連携を図った指導計画の作成・実践 ○学校保健と地域保健との連携による各事業の実施	学校教育課 健康増進課

4 小児医療の充実

産科・小児科のある救急医療機関との連携を強化し、救急搬送の受入れ体制の整備を推進します。併せて、救急医療が適切に利用されるよう、町民一人ひとりがかかりつけ医を持つことの周知・啓発を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
74	緊急医療体制の充実	夜間など急患の場合の対応について、消防署や医療機関との連携をとり、充実する。また、夜間・休日にかかることができる医療機関について住民への周知を行う。	健康増進課
75	小児時間外救急医療の実施	休日急患診療所で夜間・休日の急患に対応する医療体制を充実する。	健康増進課
76	小児救急電話相談（#7119）の啓発	子どもの急病（発熱、下痢、嘔吐など）時の家庭での対処方法や受診必要性の相談に応じる、小児救急電話相談について、住民への周知を行う。	健康増進課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のために

1 子どもの人権の擁護

大人から育児放棄や暴行、虐待などを受けることなく、子どもとしての権利が保障されるよう「児童の権利に関する条約」を普及するとともに、子どもの意見が反映される社会づくりなど、子どもが子どもとして育つ権利が確保されるよう、引き続き啓発を行ってまいります。

また、いじめや不登校などに対する子どもからの相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。また、各校に配置された相談員の横断的連携の強化や関係機関等との連携による相談・支援体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
34 再掲	三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護・要支援児童等の早期発見や適切な支援を図るために、その子どもに関する各機関が情報を共有し、連携しながら的確な対応を図る。また、調整機関は虐待事例について進行管理、関係機関等との連絡調整を図る。 ○構成：福祉・保健医療・教育・警察などの関係機関 ○代表者会議、実務者会議（講演会含む）、個別ケース会議を開催	こども支援課 健康増進課 福祉課 学校教育課 社会教育課 総務課
77	児童の権利に関する啓発	子どもの個性と権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため「子どもの権利条約」の啓発、普及に努める。 ○5月の児童福祉週間、11月の児童虐待防止推進月間等の折に広報などによる啓発活動	こども支援課 社会教育課 学校教育課 総務課
78	いじめ・不登校への対応	いじめ・不登校などの問題については、学校・家庭・地域等との連携を密にし、一体となった児童生徒の健全育成を図る。また、校内の生徒指導、教育相談体制の充実を図り、組織的、計画的、継続的な指導を行う。 ○三芳町及び各校における「いじめ防止基本方針」に基づく取り組み ○三芳町適応指導教室の運営 ○不登校対策検討推進委員会での研究	学校教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
79	学校教育相談	<p>教育相談を身近な場所で行えるように、学校教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との緊密な連携をしながら、全ての教育活動を通じて、児童生徒の抱える悩みや不安を解消し、より望ましい成長と自己実現への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談室の機能の充実と相談活動の活性化 ○関係機関との緊密な連携 ○小・中学校への教育支援員の配置 ○中学校へのさわやか相談員、スクールカウンセラーの配置 ○三芳町教育相談室・適応指導教室の常任相談員による相談及び学校訪問 ○適応指導員による相談活動 ○教育相談連絡協議会 	学校教育課

2 次代の親の育成

保育所（園）、児童館等での中・高校生と乳幼児とのふれあい体験等を通じて、家庭の大切さや子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任をもって行動できる社会性を育むための取り組みを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
80	中学生の保育体験	命の大切さ尊さを理解するため、町立中学校において保育所（園）等での体験活動を行う。 ○中学生社会体験チャレンジ事業での保育所（園）体験活動	学校教育課
81	世代間交流の推進	子どもたちと高齢者の交流を図るために、高齢者福祉施設への訪問や保育所（園）での子どもの祖父母などとの交流会、児童館での伝承遊びなどの各種行事を実施する。また、高齢者の集いの場にも子どもたちを招待し、交流の場の拡大を図る。 ○高齢者福祉施設への子どもの訪問 ○保育所（園）での高齢者と子どもの交流会 ○児童館での伝承遊び	こども支援課

3 教育環境の充実

国際化や情報技術等の進展が著しい中、これからの教育は、社会変化に対応することができるよう、子どもたちの思考力、判断力、表現力などを育成することが求められています。

今後も豊かな心の育成、学力の向上、心身の健康の保持増進を進め、バランスのとれた成長を促すため、子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力を養い、豊かな情操を育むとともに、道徳教育等の心の教育を通じ人間性豊かな人格の形成を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
82	国際社会への対応	英語指導助手（ALT）を活用し、実践的コミュニケーション能力の育成を図るとともに、中学生海外派遣や海外からの親善訪問団との相互交流を通して異文化理解を推進する。また、小・中学校へのALTや英語指導員の配置等を通して英語教育、小学校英語活動を充実させ国際社会や言語に対する興味を向上させていく。 ○中学生海外派遣の実施 ○海外からの親善訪問団との交流の実施	学校教育課
83	日本語指導支援事業	日本語を母国語としない児童生徒に対し、各小・中学校にて日本語や生活習慣の違い等の指導を進める。日本語指導ボランティアに協力を依頼し、学校とともに日本語指導・支援を行う。	学校教育課
84	情報化社会への対応	教育用コンピュータ及び周辺機器を活用して児童生徒の情報活用能力や情報モラルの育成に取り組む。情報通信ネットワークやICTを活用し、調べ学習やプレゼンテーション能力を育成する。	学校教育課
85	環境教育の実践	各小中学校で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、相互の関連を図った全体計画・年間指導計画を作成し、学校の全教育活動を通して、環境教育の実践的な学習に取り組む。 家庭と連携して、全ての学校でエコライフデーの取り組みを行う。	学校教育課
86	特別支援教育の推進	児童生徒一人ひとりの、教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図る。 ○特別支援教育コーディネーターを中心とする校内就学支援体制の整備 ○特別支援教育に係る教職員研修の充実 ○特別支援アドバイザーの学校訪問	学校教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
87	小・中学校と保育所（園）等の交流の推進	<p>青少年の健全育成を図るため、小・中学校と保育所（園）や幼稚園との交流を推進する。また、「小1プロブレム」*の解消のために、幼・保・小の連携を強化し、対策を進める。</p> <p>小中一貫教育を推進し小中学校の滑らかな接続を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫教育の推進 ○幼・保・小中学校連絡協議会の開催 ○小1プロブレムの解消 ○保育所（園）の子どもたちの小学校行事への参加・学校見学 ○保育所（園）への町内中学校の職場体験・福祉体験の受入れ 	学校教育課
88	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室事業	<p>子どもの健康の維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催する。</p>	MIYOSHI オリンピアード推進課
89	心の教育の推進	<p>生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心、道徳的な判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うため、学校の全教育活動を通じて道徳教育の指導の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育推進講師を中心とした校内指導体制の充実 ○体験活動や実践活動の充実 ○家庭・地域社会との相互連携 ○三芳町道徳研究員による研究 	学校教育課
90	学校図書館整備	<p>児童生徒が積極的に学校図書館を利用し読書活動に取り組めるよう、司書教諭を中心に計画的に図書購入及び環境整備を行い、学校図書館の充実に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館司書の配置 ○学校図書館教育推進委員会、司書連絡会の開催 	学校教育課
91	芸術文化鑑賞活動推進事業	<p>芸術文化のまちづくり条例の基本理念に基づき、町内の小・中学校を対象に音楽や演劇などの芸術文化を鑑賞する機会をつくり、幼少期からの芸術文化の浸透を目指す。</p>	MIYOSHI オリンピアード推進課

*小1プロブレム・・・小学1年の児童が教室で立ち歩いたり、勝手に出て行ったりして授業が進まない状態となることをいい、原因として、基本的な生活習慣の欠如やコミュニケーション能力の不足などがあると指摘されています。

No.	事業名	事業内容	担当課
92	子どもの読書活動 推進事業の充実	<p>「三芳町子ども読書活動推進計画」に準じ、「読み聞かせ」や「ストーリーテリング」、「ブックトーク（本の紹介）」などで、子供に本や物語の魅力を伝え質の高い読書へと導く取り組みを図書館内外で推進する。</p> <p>そのために学校等との連携、地域ボランティアの養成と活用、親への啓発（家庭へのアプローチ）を実施し、広く恒常的に推進できるよう環境整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書館子ども読書動機付け事業 ○町立図書館司書の学校ブックトーク授業訪問 ○読書ボランティア養成講座 ○町内ボランティア学習会、子どもの読書関連行事への協力（講師、協力者派遣など） 	図書館

4 家庭の教育力の向上

家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。

今後も地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
93	子育て講座・教室の開催	親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身に付けられるよう、専門の講師による講座等を開催する。また、育児経験に乏しい親たちの、育児への不安や悩みを解消するため、子育て講座・教室を開催する。公民館事業と連携し、乳幼児が自由に遊べ、保護者間の情報共有も可能となるよう子育てフリースクエア（子育てサロン）を実施する。	健康増進課 公民館 こども支援課
59 再掲	母子健康教育	安心して妊娠から出産、その後の育児に取り組めるよう仲間づくりの支援を行うため、妊娠から出産・育児、栄養などの健康教育を行う。 ○離乳食講座等 ○育児学級	健康増進課

5 地域活動の充実

子どもたちの居場所づくりのため、各種イベントや活動、ボランティア体験、体験学習の機会などを提供しています。今後も公共施設などを有効活用し、子どもたちがのびのびと遊べ、安全に過ごすことができる「居場所・遊び場づくり」を推進するとともに、自然体験、ボランティア体験、職業体験など体験学習の機会を充実していきます。

No.	事業名	事業内容	担当課
94	地域での子どもの参画活動の促進	<p>地域の子ども同士や子どもと大人たちの交流が図れるよう、各種団体の活動に対して積極的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ大会（ドッジボール大会等） ○子どもフェスティバル 	社会教育課
95	青少年団体の育成	<p>子ども会育成会連絡協議会等や青少年相談員協議会、ボーイスカウト三芳団等の青少年健全育成の推進を目的とした活動全体に対して助成を行う。また、ジュニアリーダー養成キャンプ等の研修を実施する。</p>	社会教育課
96	青少年の主張大会の開催	<p>青少年教育及び青少年に対する理解と認識を深めるために青少年の主張大会を開催する。</p>	社会教育課
97	学校開放推進事業	<p>子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校体育施設の開放を進める。</p>	MIYOSHI オリ ンピアード推 進課
98	健全育成に関する啓発事業	<p>児童福祉週間（5月5日から一週間）について、(財)こども未来財団の募集により最優秀賞に選ばれた標語を「広報みよし」に掲載し、住民に紹介する。</p>	社会教育課
99	児童館における児童健全育成事業	<p>児童館において、子どもたちの成長に大切な遊びを異年齢児童の中で幅広く体験し、地域や年齢の差を越えて人の関わりを学び、心と体の健全な発達を促す。また、さまざまな行事に参加することにより、子どもたちが興味関心を広げ、チャレンジする心と根気を育てる。</p> <p>行事の企画立案、実施に子どもたちが自ら携わることで、達成感と感動が得られるように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工作教室・手芸教室・お料理教室・映画会・卓球教室・ゲーム大会・一輪車教室・こま大会・季節の行事等 ○クラブ活動 一輪車クラブ 	こども支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
100	地域の子どもたちの学習支援と居場所づくり事業	公民館を中心に、学習活動支援をはじめとして居場所を確保するなど支援していく。	公民館 社会教育課
101	環境教育の推進	環境を考えることにより、子どもたちの生きる力を育て、地域においても様々な人との交流を図り、環境教育の推進を図る。	環境課
102	資料館活動の推進	子どもの探求心を育み、地域の歴史や文化に関心を持つきっかけとなる、さまざまな体験活動を実施する。 ○土曜体験教室 ○ジュニア三富塾	歴史民俗資料館
103	体験学習の推進	福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、ボランティア活動や校外学習を実施する。 ○ボランティア活動の実施 ○体験学習・交流活動の積極的な実施	学校教育課
104	職場体験学習	中学生に保育所(園)、図書館、体育館などでの職場体験の場を提供し、「働くこと」の喜びや厳しさを知ることを通して、「働くこと」への意欲を育て、自分の将来について考えるきっかけとなるよう職場体験学習を実施する。	学校教育課

6 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

情報技術の進歩に伴い、有害な情報や犯罪の手口はより巧妙化、複雑化しているため、有害環境から子どもを守る技術や教育も日々改善していく必要があります。

子ども自身が有害情報等に巻き込まれない力を身につけることができるよう、メディアリテラシー*の観点から、家庭・学校・地域等における情報モラル教育の推進に努めます。また、学校、警察、地域と連携して青少年非行防止パトロールをはじめとする青少年健全育成活動を促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
105	非行防止活動等ネットワークづくり	青少年育成推進員を主軸に各行政区、学校関係者、警察、少年指導員と連携し、青少年非行防止パトロール等を実施する。	社会教育課
106	健全育成に関する審議連絡調整	三芳町青少年問題協議会において、審議事案が発生した場合、健全育成に関する審議、各団体間の連絡調整を行う。	社会教育課
107	健全育成対策の充実	非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。また、子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ禁止法の普及啓発活動を実施する。 ○青少年活動指導者の育成 ○青少年健全育成条例等普及啓発活動（コンビニ等における有害図書等の区分陳列や購入禁止表示についての調査、啓発活動）	社会教育課
108	青少年育成推進員活動への支援	青少年育成埼玉県民会議長から委嘱された青少年育成推進員による様々な活動を支援する。 また、学校訪問等により青少年を見守り育てる活動を実施する。 ○非行防止パトロール	社会教育課
109	情報モラル教育の推進	家庭や学校で情報教育と合わせて情報の活用の仕方を学ぶ教育を推進する。また、メディア依存の弊害についての啓発、情報モラル教育を推進する。	学校教育課
110	有害情報から子どもを守るための取り組みの推進	インターネット上の有害情報や SNS でのいじめから子どもを守るための取り組み（携帯電話フィルタリング機能の普及促進等）を推進する。	学校教育課

*メディアリテラシー・・・情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解して、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力。

基本目標 4 仕事と子育ての両立のために

1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の教育・保育の充実を図ります。

また、女性の就業率の変化などから、安心して仕事と子育てを両立できる環境が求められています。様々なニーズに対応するため、多様な保育サービスの充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
111	延長保育	就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図る。	こども支援課
112	一時預かり	保護者の都合等により、一時的に保育が必要な場合に対応するため、保育所（園）での一時預かりを実施する。 利用時間の延長、土曜開設など充実を図る。	こども支援課
113	施設型保育施設整備事業	認可保育所（園）・認定こども園の開園を推進し、待機児童の解消を図る。	こども支援課
55 再掲	発達特性のある児童の受け入れ	保育所（園）及び学童保育室の利用を希望する発達特性のある児童の受け入れを、加配職員配置等により推進するとともに、職員研修の実施により、発達特性に対する理解を深め資質向上を図る。 また、保育所（園）においては、みどり学園と地域の保育所（園）等での交流保育を定期的に図り、児童の健全な成長を促進する。	こども支援課
79 再掲	保育所（園）における食育の推進	保育所食育計画に基づき日々の食事・行事・日常の保育を通して、児童の良い食習慣を形成する。 また、保護者を対象に「食育」に関する普及啓発に努める。 ○児童と共に野菜などの栽培 ○クッキング保育 （児童と一緒にクッキーやカレーを作る） ○保護者対象給食試食会 ○給食の展示 ○献立表配布 ○給食レシピ発行	こども支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
114	保育士の資質向上	<p>子ども一人ひとりの発達段階と個性に応じて、適切な保育ができるよう、研修等を通して保育士等の資質の向上に努めるとともに、適正な配置を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育士研修 ○乳児保育研修 ○障がい児保育研修 	こども支援課
115	学童保育室の整備	<p>働く親を支えるために、留守家庭の小学生の保育を行い、異年齢の友達と生活を共にする中で、いろいろな事を学び楽しく有意義に放課後を過ごせるような保育を実施する。また、適正規模になるよう整備を進める。</p>	こども支援課
116	病児・病後児保育	<p>病児又は病気回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。実施については、三芳町・富士見市・ふじみ野市の二市一町共同（広域）により実施する。</p> <p>また、町内での実施施設の確保に向け、調査・調整を行う。</p>	こども支援課
117	休日保育	<p>女性の就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、休日保育の推進を図る。</p>	こども支援課

2 多様な働き方のできる環境の整備

平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進しています。

また、「女性活躍推進法」により、女性が活躍できる環境づくりについて更なる対応が求められています。子育てや介護等により、一旦離職した女性の再就職を支援するため、また、起業を目指す女性に対し、相談や情報提供等の支援を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
118	就労環境改善への支援	一億総活躍社会の実現に向け、誰もが働きやすい職場づくりの機運を醸成するため、労働関係諸条件の変更点・留意点についてリーフレット等を配布し啓発活動を行う。 啓発活動を行うにあたっては、必要に応じ商工会等の関係団体との連携や広報等の各種媒体の活用等、様々な方策により広く周知が可能となるよう努める。	観光産業課
119	就労情報の提供	就労を支援するため、ハローワークの発行している求人情報を庁舎内に設置及びホームページ上にフレッシュ求人情報を掲出し、併せて、国や県など関係機関と連携を図りながら、資格や技能を取得出来るよう情報収集を行い情報の提供に努める。	観光産業課
120	在宅就労の支援	家庭外で働くことが困難な方の在宅就労を支援するため、内職に関する相談及びあっせんを行う。	観光産業課
121	女性の就労・再就職支援	資格取得や再就職のための知識や技能を習得するための各種講座等の情報を周知し、参加の促進を図る。	観光産業課

3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

今後も男女がともに協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう広報活動や様々な情報提供を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
122	父親の育児参加の促進	父親が育児の知識や技術を身につける機会を提供するため、各種講座等を開催する。	健康増進課
123	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画社会の実現のため、「三芳町男女共同参画プラン」に基づいて施策を展開し、意識改革や理解の促進を図る。 ○男女共同参画情報誌「まなざし」・「広報みよし」による情報提供 ○講演会・セミナーによる学習機会の充実	総務課
124	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男性も含めた働き方の見直しを推進し、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の普及啓発に努める。また、仕事と家庭・地域活動の両立しやすい職場環境の整備を促進する。 ○三芳町男女共同参画推進会議との連携	総務課
118 再掲	就労環境改善への支援	一億層活躍社会の実現に向け、誰もが働きやすい職場づくりの機運を醸成するため、労働関係諸条件の変更点・留意点についてリーフレット等を配布し啓発活動を行う。 啓発活動を行うにあたっては、必要に応じ商工会等の関係団体との連携や広報等の各種媒体の活用等、様々な方策により広く周知が可能となるよう努める。	観光産業課

基本目標5 子どもが安心・安全な生活ができるために

1 安心して子育てができる生活環境の整備

道路や公園、交通機関、公共施設など、子どもや子ども連れの家族を始め、誰もが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。

安全な遊具の設置や子どもにとって魅力ある公園や緑地の整備を行い、子どもが仲間づくりや遊びを通じて自主性や社会性を育む場所の充実を図ります。

また、子育て世帯が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、ベビーベッドや授乳室など、施設の整備に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
125	歩道の整備	高齢者、身体障がい者など全ての歩行者が安全に安心して歩行ができるよう、歩道空間の整備や段差解消、ガードレール等の安全整備等を行う。	道路交通課
126	公共施設トイレのベビーベッド等の整備	ユニバーサルデザインを考慮した安全な公共施設整備促進の一環として、公共施設建設時や施設改修を行う際には、乳幼児連れ親子等の地域参加に配慮した、オムツ換えシートや親子で利用できるトイレ等を整備する。 ○オムツ換えシートの設置 ○多目的トイレ*の設置	施設整備担当課
127	子どもの遊び場の整備	子どもが安心・安全に利用できるよう、公園等の遊び場を整備する。	都市計画課
128	住環境の整備	良好な住環境の維持やコミュニティの形成を図るため、地区計画制度の活用等による良好な住環境の確保に努め、協働によるまちづくりを推進する。	都市計画課
129	都市計画道路整備事業	都市計画マスタープランに位置付けている都市計画道路整備事業について、健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保され、安全・安心な道路整備に向けての事業を推進する。	道路交通課 都市計画課

*多目的トイレ・・・室内が広く、ベビーカーと一緒に入ることが可能で、乳児のオムツ換えのためのベッドが備えてあるトイレなどのことを指します。

2 安心して外出できる環境の整備

防犯灯や外灯の整備・管理を行い、町の防犯体制を強化します。また、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリーを進めるため、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」の取り組みを行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
130	防犯体制の強化	安心・安全な生活ができるよう、犯罪を未然に防止するため、防犯灯を設置し管理する。 また、防犯カメラの設置について、設置のためのガイドラインを策定し、それに基づき必要に応じ整備を行う。	道路交通課 自治安心課
131	マタニティマークの啓発	妊産婦への配慮を示しやすくなるよう制定されたマタニティマークについて、妊娠届出等の機会を通じ配布を行い、啓発を行う。	健康増進課

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所（園）、学校などが連携、協力する体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした参加型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動を積極的に展開するとともに、PTAや学校で安全マップを作成し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
132	子どもの交通安全対策	学校、警察、交通指導員、都市安全グループと連携し、子どもの交通安全の意識及び能力の向上を図る。 ○各小学校、保育所（園）での交通安全教室の実施 ○交通指導員の立哨指導・研修 ○安全安心マップの作成・更新・活用	自治安心課
133	交通安全の啓発	関係機関、交通安全団体や行政区と連携し、交通安全意識の高揚及び交通事故の抑止に努める。子どもを交通事故から守るために、交通安全についての知識の普及啓発に努める。 ○各種交通安全教室の開催 ○交通安全街頭啓発活動 ○町ホームページへの掲載	自治安心課 学校教育課

4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域において、PTA等の学校関係者やボランティアなどの関係団体に対し、地域安全情報メールや子どもに関する犯罪の発生状況の伝達、危険な場所等の地域安全情報等の提供、共有化に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	担当課
134	防犯関係機関、団体との情報交換	警察と管内市町の地域防犯推進委員と行政区・学校・PTA等による定期的な連絡調整を図る。 ○犯罪・不審者情報の提供	自治安心課
135	安全教育の促進	学校や家庭・地域の実態に即した安全教育の指導計画を作成し、教育活動全体を通じて継続的、組織的な指導に取り組む。スクールガードがパトロール活動を行い、学校・保護者・地域が一体となり、関係機関と連携を図りながら安全教育を行う。 ○不審者を想定した子ども対象の避難訓練の実施	学校教育課
136	東入間防犯・暴力排除推進協議会への負担金の支出	東入間防犯・暴力排除推進協議会に対し、負担金を支出し、防犯に関する活動を推進する。 ○東入間防犯・暴力排除推進大会 ○防犯啓発リーフレット等作成、配布 ○東入間防犯・暴力排除年末街頭キャンペーン	自治安心課
137	防犯に関する普及啓発活動の実施	警察署と関係機関及びボランティアが連携して、犯罪のない明るい社会の実現を目指して防犯に関し普及啓発活動を行う。 ○青色防犯パトロール講習会の開催と車両の運行 ○安全安心マップの作成・更新・活用 ○地域防犯活動（パトロール等）への支援 ○広報みよし、町ホームページ、看板・のぼり等による防犯啓発	自治安心課
138	不審者対応マニュアルの作成・見直し	児童・生徒の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルの作成・見直しを行い、教職員、児童生徒に周知することにより、児童生徒が安全に生活できる学校環境の整備を図る。	学校教育課
139	児童の安全管理	保育所（園）、学童保育室、児童館等における児童の防犯情報の提供を行うとともに、子どもたちの安全管理を推進するため、安全教育を行い職員の意識向上を図る。 ○危機管理マニュアルによる危機管理体制の充実	こども支援課
140	子ども110番の家設置推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」の設置を町内の小・中学校、PTA、広報等を通して協力依頼し、設置軒数の増加を推進する。また、もしもの時の対応に備え、緊急マニュアルを設置者に提供する。	社会教育課

第5章 幼児期の教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本章では、これらの事業計画について示します。

行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

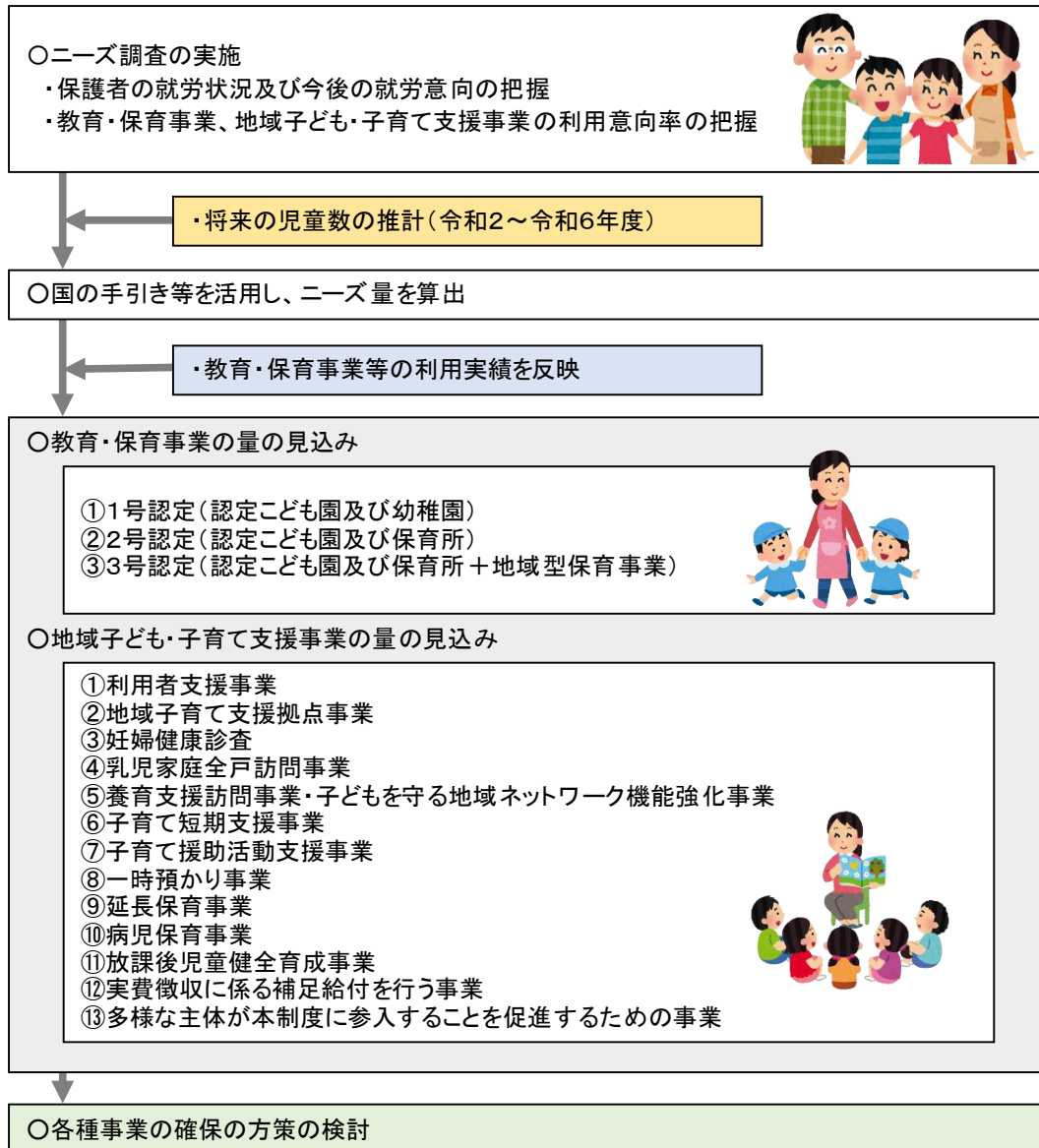
■子ども・子育て支援サービスの概要図



(2) 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは以下のとおりです。

■量の見込みと確保方策の設定



※将来の児童数の推計：令和2年度から令和6年度までの本計画の対象となる推計児童数。
(次頁参照)

※見込み量：量の見込みとは、平成31年に町が実施したニーズ調査等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

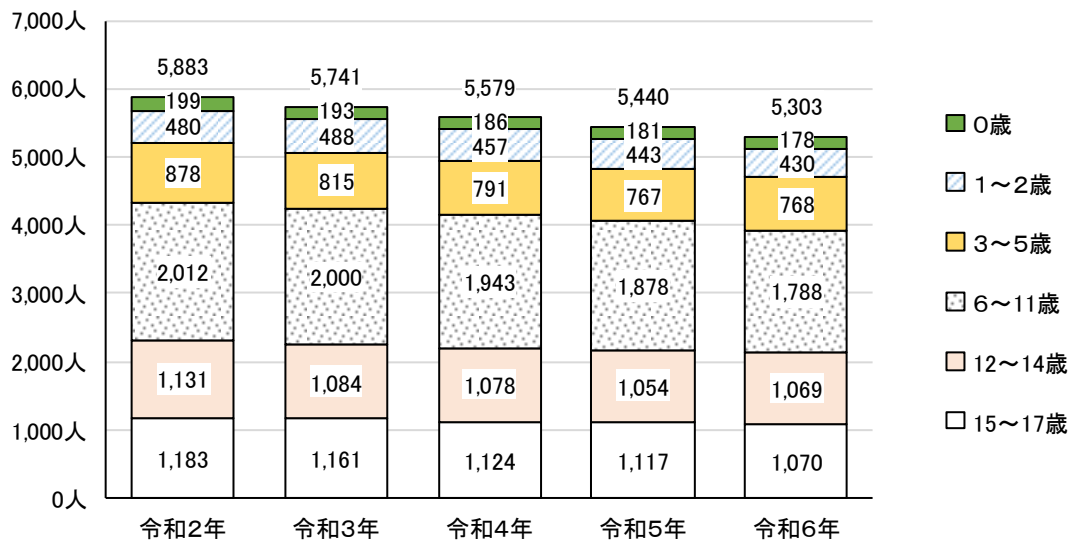
※確保方策：確保方策とは、量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

(3) 推計児童数

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※¹により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和2年の5,883人から令和6年には5,303人となり、580人の減少が見込まれます。

■ 将来の児童数の推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※¹ コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(4) 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、提供区域を基本的には町全体1区域と設定します。

■本町の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢等			教育・保育提供区域
子どものための教育・保育給付	1号認定	3～5歳	町全体を1つの区域
	2号認定	3～5歳	
	3号認定	0歳、1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	0～5歳、 小学1～6年生	
	地域子育て支援拠点事業	0～5歳 保護者	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	児童、保護者、 妊婦	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	子育て短期支援事業	0～18歳	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 小学1～3年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳	
病児保育事業	0～5歳、 小学1～3年生		
放課後児童健全育成事業(学童保育室)	小学1～6年生		

1 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

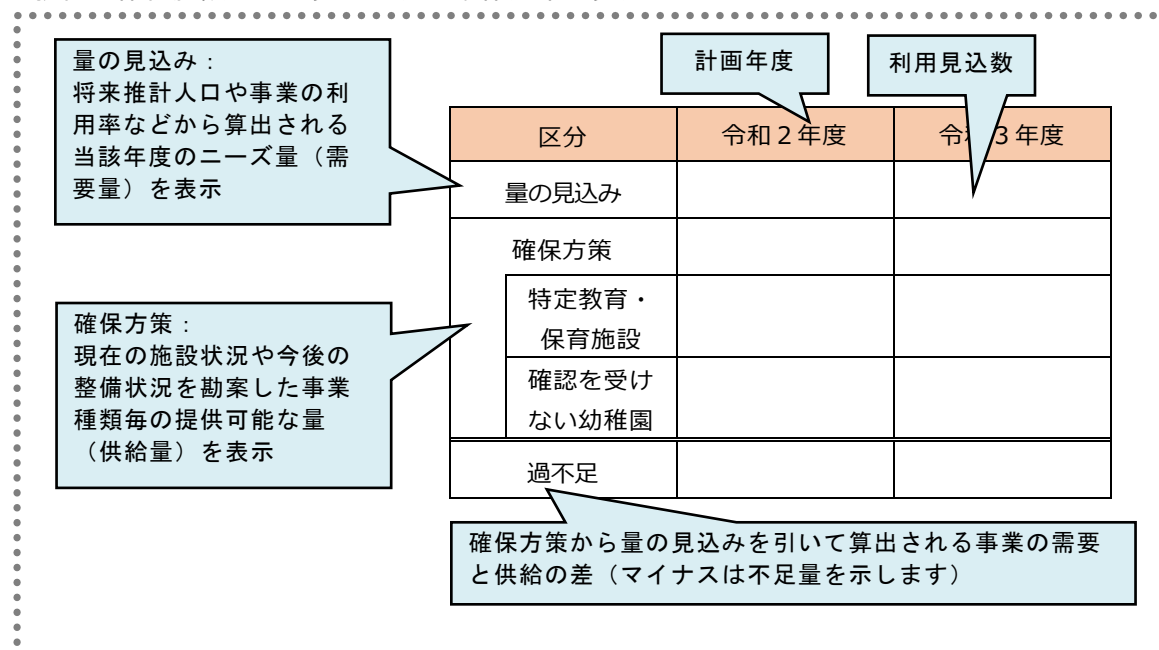
年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所(園) 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定) ※最大8時間の利用			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）について「量の見込み」と「確保方策（提供体制の確保の内容）」を設定します。

■教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

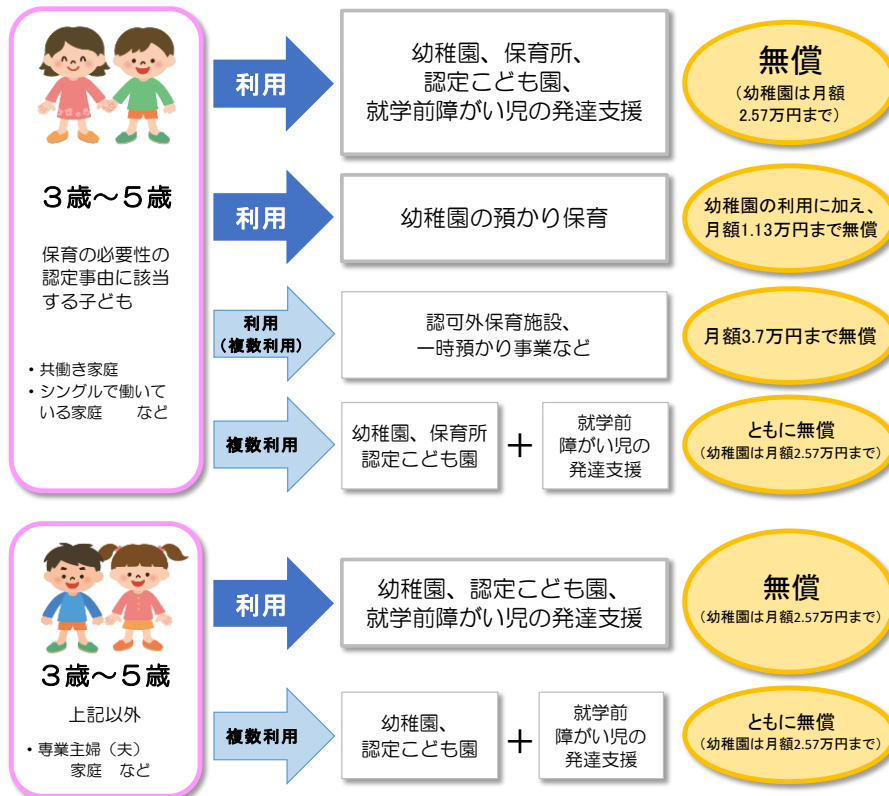


なお、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■ 幼児教育・保育の無償化の内容

対象	無償化の内容
幼稚園、保育所（園）、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所（園）、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園の預かり保育	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所（園）、認定こども園も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■ 幼児教育の無償化のイメージ



(1) 認定こども園及び幼稚園

【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所（園）と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は「特定教育・保育施設（幼稚園・こども園）」、「私学助成の幼稚園（現行の私学助成を継続）」の2種類となります。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○ニーズ調査結果及び第1期計画における利用実績から必要な量の見込みを算出しました。

○保育ニーズが高まっている中、認定こども園や幼稚園の教育標準時間前後の預かり保育の利用で補えています。

○子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■ 第1期計画の利用実績値

(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	640	621	582	555	528

■ 第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号 3~5歳	1号 3~5歳	1号 3~5歳	1号 3~5歳	1号 3~5歳
量の見込み	538	500	486	472	473
確保方策					
特定教育・ 保育施設	695	695	695	695	695
過不足	157	195	209	223	222

(2) 認定こども園及び認可保育所(園)、特定地域型保育事業、認可外保育施設

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。「特定教育・保育施設(保育所(園)・認定こども園)」、「認可外保育施設(新制度に移行せず、現行制度で運営)」、「特定地域型保育事業」があります。

なお、「特定地域型保育事業」は、0～2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

- ニーズ調査結果及び第1期計画における利用実績から必要な量の見込みを算出しました。
- 共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所(園)等において、保育利用定員の確保を図ります。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■第1期計画の利用実績値

(単位:人)

区分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳
利用実績	321	29	181	339	36	187	342	36	196
区分	平成 30 年度			令和元年度					
	2号	3号		2号	3号				
	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳			
利用実績	325	33	201	325	42	191			

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳
量の見込み	326	40	194	307	41	202	303	42	194
確保方策									
特定教育・保育施設	346	56	178	346	56	178	346	56	178
特定地域型保育事業		9	38		9	38		9	38
過不足	20	25	22	39	24	14	43	23	22
区分	令和 5 年度			令和 6 年度					
	2号	3号		2号	3号				
	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳			
量の見込み	298	43	192	302	44	191			
確保方策									
特定教育・保育施設	346	56	178	346	56	178			
特定地域型保育事業		9	38		9	38			
過不足	48	22	24	44	21	25			

2 地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

子育て世代包括支援センター等で、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援体制を構築します。

■量の見込みと確保方策の考え方

○子育て世代への包括的な支援を行う窓口の存在は、核家族化が進行している現代社会において、必要性を増しています。一方、支援には多くの機関が関係することから、十分な情報共有や連携が難しく、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握できず、支援が分断されてしまう課題があります。

○本町では、健康増進課内で子育て世代包括支援センターを設置しています。妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に、保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行うことにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行います。

■第1期計画の利用実績値

(単位:か所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
母子保健型	0	0	1	1	1

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位:か所)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
母子保健型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○町内4か所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの受け入れ体制によって、必要な事業量の確保を図ります。

■ 第1期計画の利用実績値

(単位：人/年、か所)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	6,635	5,796	6,154	5,358	5,356
か所数	3	3	4	4	4

■ 第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,651	5,430	5,205	5,049	4,994
か所数	4	4	4	4	4

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促しています。あわせて、妊婦健康診査受診票 14 回分を交付しています。

○量の見込みについては、0 歳児推計人口を基に見込みました。今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

■ 第 1 期計画の利用実績値 (単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	210	200	204	198	210

■ 第 2 期計画の量の見込みと確保方策 (単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	199	193	186	181	178
確保方策	実施場所：各医療機関での個別健診 実施体制：母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を発行 検査項目：厚生労働省が示す検査項目 実施時期：通年				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、助産師、保健師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

○量の見込みについては、0歳児推計人口を基に見込みました。訪問では、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

■第1期計画の利用実績値

(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	230	207	184	230	210

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	199	193	186	181	178
確保方策	実施体制：助産師、保健師等 実施機関：健康増進課 実施方法：訪問				

(5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の保健師が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

○引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め支援していきます。

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員及び地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性及び連携の強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成 27 年に初めて 10 万件を超えて以降、増加の一途をたどっています。また、親による子どもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を柱とする改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和元年 6 月に成立し、令和 2 年 4 月より施行されます。

○本町においても、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応につながるように要保護児童対策協議会の機能の強化を図ることが必要となっています。

○児童虐待対策における子育て支援について周知を図るため、パンフレットの作成・配布を行います。

○「要保護児童対策地域協議会運営事業」では、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受けるために、学識経験者等の専門家との連携を図ります。また、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等について、地域への周知を図ります。

○国の動向を踏まえながら、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において子どもをお預かりする事業です。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○町内には乳児院や児童養護施設がありません。保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になり、ほかに児童を看てくれる人がない場合、児童を短期間(原則7日以内)預かる事業は、児童相談所を通して県の乳児院や児童養護施設で実施しています。

○引き続き、幅広く事業の周知を図り、関係機関との連携をとりながら子育て家庭の負担軽減に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり等の援助を希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。引き続き、就学児童等をもつ利用会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

■ 第1期計画の利用実績値

(単位:人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	2,952	2,738	2,479	2,608	2,600

■ 第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,744	2,728	2,650	2,562	2,439
確保方策	2,744	2,728	2,650	2,562	2,439

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、幼稚園3か所において、預かり保育を実施しています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。幼稚園において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

■ 第1期計画の利用実績値 (単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	9,782	15,789	17,567	17,675	20,656
か所	3	3	3	3	3

■ 第2期計画の量の見込みと確保方策 (単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	21,301	20,588	20,773	20,909	21,705
1号利用	4,740	4,484	4,591	4,716	4,896
2号利用	16,561	16,104	16,182	16,193	16,809
確保方策	21,301	20,588	20,773	20,909	21,705
か所	3	3	3	3	3

②在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外の一時預かり

■量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、保育所（園）3か所において、一時預かり事業を実施しています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。町内の既存の保育所（園）における一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。

■第1期計画の利用実績値

（単位：人日/年）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	2,232	2,731	1,893	2,160	2,100
か所	3	3	3	3	3

■第2期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日/年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,394	2,300	2,205	2,139	2,116
確保方策					
一時預かり	2,394	2,300	2,205	2,139	2,116
ファミリー・サポート・センター	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業	0	0	0	0	0
か所	3	3	3	3	3

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事業量の確保を図ります。

■ 第1期計画の利用実績値 （単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	126	146	147	155	181
か所	5	8	8	8	8

■ 第2期計画の量の見込みと確保方策 （単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	167	161	154	150	148
確保方策	627	627	627	627	627
か所	8	8	8	8	8

(10) 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、富士見市及びふじみ野市と広域覚書を結び、保育所（園）2か所において病児保育が、保育所（園）1か所において病後児保育が実施されています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。保護者が就労しているなどで、保育所（園）に通っている子どもが病気になったときでも休めない場合があり、代わって病気の子どもの世話をする病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心、安全な施設や保育体制づくりを検討していきます。

■ 第1期計画の利用実績値

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	3	116	120	57	70

■ 第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	110	108	104	101	98
確保方策					
病児保育事業	110	108	104	101	98
ファミリー・サポート・センター	-	-	-	-	-

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育室））

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、学童保育室7か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

○障がいのある子どもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

○国の「新・放課後子ども総合プラン」の計画的な推進のため、市町村行動計画の策定を検討し、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有および共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保を図ります。

■ 第1期計画の利用実績値

(単位:人 ※平均利用者数)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	365	355	375	417	408
1～3年生	276	284	310	347	334
4～6年生	89	71	65	70	74
か所	7	7	7	7	7

■ 第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	401	405	407	411	396
1～3年生	318	311	307	306	286
4～6年生	83	94	100	105	110
確保方策	331	411	411	411	411
か所	7	8	8	8	8

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業です。

【現状】

これまでの日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の助成に加えて、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法で新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補助が追加され、令和元年10月より実施しています。

【確保方策】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者世帯及び一定の要件を満たす第3子以降の子どもを対象に費用の一部を補助します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

3 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

(1) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

保育所（園）等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、早期に切り上げたりする状況があれば、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスが保たれているとは言えません。

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、こども支援課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

(2) 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、子どもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、全埼玉私立幼稚園連合会の幼児教育センター等を活用し、教育・保育に関する専門性を有する家庭教育アドバイザー等の配置や確保等に努めます。

(3) 町が行う支援

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うと共に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、研修等を通じ、質の高い教育・保育の確保や人材育成に努めていきます。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育所（園）及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

(5) 幼稚園から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園から認定こども園へ移行するに当たり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

(7) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(8) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

計画期間中は、こども支援課が事務局となり、「三芳町子ども・子育て審議会」をはじめ、関係部署、町民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

2 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、町民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、町のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。

1 策定経過

【平成 30 年度】

年月日	会議内容等															
平成 31 年 2 月 1 日 ～平成 31 年 2 月 15 日	三芳町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 〔調査概要〕 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>対象数</th> <th>回収数</th> <th>回収率</th> <th>※H26 年 調査回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①就学前児童保護者</td> <td>1,000 件</td> <td>496 件</td> <td>49.6%</td> <td>58.0%</td> </tr> <tr> <td>②小学校児童保護者</td> <td>1,000 件</td> <td>496 件</td> <td>49.6%</td> <td>62.9%</td> </tr> </tbody> </table>	調査名	対象数	回収数	回収率	※H26 年 調査回収率	①就学前児童保護者	1,000 件	496 件	49.6%	58.0%	②小学校児童保護者	1,000 件	496 件	49.6%	62.9%
調査名	対象数	回収数	回収率	※H26 年 調査回収率												
①就学前児童保護者	1,000 件	496 件	49.6%	58.0%												
②小学校児童保護者	1,000 件	496 件	49.6%	62.9%												
平成 31 年 3 月 27 日	第 3 回三芳町子ども・子育て審議会 ・三芳町子ども・子育て支援に関するアンケート調査について															

【令和元年度】

年月日	会議内容等
令和元年 10 月 31 日	第 1 回三芳町子ども・子育て審議会 ・第 2 期三芳町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて ・第 2 期三芳町子ども・子育て支援事業計画骨子案について
12 月 24 日	第 2 回三芳町子ども・子育て審議会 ・第 2 期三芳町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和 2 年 1 月 17 日～ 令和 2 年 2 月 17 日	パブリックコメントの実施
3 月 11 日	第 3 回三芳町子ども・子育て審議会 ・第 2 期三芳町子ども・子育て支援事業計画（案）について

2 三芳町子ども・子育て審議会条例

平成25年9月30日（条例第24号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三芳町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 法第77条第1項に規定する事務に関する事。
- (2) 前号のほか、子ども・子育て支援に関する事。

（組織）

第3条 審議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (4) 公募による町民
- (5) 子どもの保護者
- (6) 事業主を代表する者
- (7) 労働者を代表する者
- (8) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年三芳町条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 三芳町子ども・子育て審議会委員名簿

(敬称略)

選 出 区 分		氏 名	備 考
1号	児童福祉関係者	尾 崎 恒 男	会長
1号	児童福祉関係者	駒 村 こずえ	副会長
2号	教育関係者	大 類 達 也	
3号	子ども子育て支援に関し知識経験を有する者	谷 口 育	
4号	公募による町民	長谷川 悦 子	
5号	子どもの保護者	篠 原 千 恵	
6号	事業主を代表する者	小 山 邦 子	
8号	子ども子育て支援に関する事業に従事する者	三ツ木 紀 夫	
8号	子ども子育て支援に関する事業に従事する者	忠 平 恵 子	
8号	子ども子育て支援に関する事業に従事する者	武 田 厚 子	

第2期三芳町子ども・子育て支援事業計画

発行年月／令和2年3月

発行・編集／三芳町こども支援課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1 号

T E L 049-258-0019

F A X 049-274-1009

U R L <http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>

